

平成 29 年 4 月 11 日

第 4 回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 4 号

平成 29 年 第 4 回 定例会

日時：平成 29 年 4 月 11 日（火）午前 10 時

場所：教育委員会室

「出席」

教 育 長	南 新 平
教育長職務代理者	清 水 俊 明
委 員	田 嶋 幸 三
委 員	坪 井 節 子
委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した教育局職員」

教育推進部長	久 住 智 治
教育総務課長	山 崎 克 己
学 務 課 長	熱 田 直 道
教育推進部副参事	川 西 宏 幸
教育指導課長	植 村 洋 司
児童青少年課長	矢 島 孝 幸
真砂中央図書館長	齋 藤 勝 美

「書記」

庶 務 係 長	木 内 実三男
庶 務 係 主 査	中 根 崇

平成 2 9 年

第 4 回教育委員会定例会

平成 2 9 年 4 月 11 日（火）午前 10 時

場 所 教育委員会室

議事録署名人 小川賀代委員

第 1 議案の審議

第 1 6 号議案 教育フォーラム 2017 の後援名義使用承認について

第 1 7 号議案 第 60 回全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会総会 第 53 回関東甲越地区
肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会 PTA・校長会合同研究大会「東京大会」
の後援名義使用承認について

第 2 報告事項

- (1) 平成 2 9 年度文京区奨学資金及び入学支度資金貸付状況について (資料第 1 号)
- (2) 平成 2 8 年度後援・共催名義使用承認事業一覧について (資料第 2 号)
- (3) 平成 2 9 年度文京区文化財調査員の任命及び委嘱について (資料第 3 号)
- (4) 文京区小中連携教育検討委員会の 1 年間の検討内容について (資料第 4 号)
- (5) 平成 2 9 年度教育職員の異動状況について (資料第 5 号)

第 3 その他の事項

「開 会」

○南教育長 それでは、第4回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

(10:00)

○南教育長 出席状況から確認させていただきます。委員は、田嶋委員が少し遅れて来られるとの連絡をいただいております。理事者は、教育センター所長がご家族にご不幸があったため欠席です。

「議事録署名人」

○南教育長 本日の議事録署名人でございますが、小川委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(はい)

○南教育長 議事に入ります前に幹部職員の異動が4月にございましたので、教育推進部長から紹介させていただきます。

○教育推進部長 おはようございます。4月の人事異動に伴いまして異動がございましたので、ご紹介申し上げます。観光国際担当課長から学務課長として転入をいたしました熱田学務課長です。

○学務課長 学務課長の熱田です。2年前まで教育改革担当課長としてお世話になっておりました。改めてどうぞよろしくお願いいたします。

○教育推進部長 なお、前学務課長の竹田につきましては、施設管理課長に転出をいたしましたので、ご報告をいたします。

以上です。

第1 議案の審議

第16号議案 教育フォーラム2017の後援名義使用承認について

○南教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は2件ございます。

第16号議案「教育フォーラム2017の後援名義使用承認について」です。本件について、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第16号議案、教育フォーラム2017の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。申請団体は、特定非営利活動法人日本教育再興

連盟。代表者は、陰山英男でございます。

5 ページの定款をご覧ください。申請団体は、第 3 条のとおり、子どもや保護者、教師、そのほかの教育関係者に対し、子どもの生活習慣の改善、教育実践力の向上、教育優良事例の発掘・発表などを行い、子どもの豊かな成長に寄与することを目的とする団体でございます。

1 ページの後援名義使用申請書にお戻りください。事業名は、教育フォーラム 2017。実施日は、平成 29 年 5 月 21 日。実施場所は、東京大学本郷キャンパス法文 1 号館 25 番教室を予定してございます。

本事業は、2020 年に控える大学入試改革について、講演・パネルディスカッションを行い、子育て中の保護者や現場の教員、また今後社会に出ていく学生たちが、いかに改革と向き合ったらよいか考えるきっかけを提供することを目的としております。

対象者は、保護者、教員・大学生・中高生。参加費は無料でございます。このほか、資料といたしまして、2 ページに事業予算書、3、4 ページに実施要綱、5～17 ページに定款、18～22 ページに役員名簿を含む団体概要がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおり、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 17 号議案 第 60 回全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会総会 第 53 回関東甲越地区肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会 PTA・校長会合同研究大会「東京大会」の後援名義使用承認について

○南教育長 続きまして、第 17 号議案「第 60 回全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会総会 第 53 回関東甲越地区肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会 PTA・校長会合同研究大会『東京大会』の後援名義使用承認について」です。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第17号議案、第60回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会総会第53回関東甲越地区肢体不自由特別支援学校PTA連合会PTA・校長会合同研究大会「東京大会」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページの後援名義使用申請書をご覧ください。申請団体は、全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会、代表者は、竹内ふき子でございます。6ページの規約をご覧ください。申請団体は、第2条のとおり、特別支援学校PTA相互の協調を図るとともに、全国における特別支援教育・肢体不自由教育の向上発展を促進することを目的とする団体でございます。1ページの後援名義使用申請書にお戻りください。事業名は、「平成29年度第60回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会総会 第53回関東甲越地区肢体不自由特別支援学校PTA連合会PTA・校長会合同研究会『東京大会』」。実施日は、平成29年8月20日から21日。実施場所は、文京シビックホール（大ホール）、東京ドームホテルを予定してございます。

本事業は、肢体不自由のある子どもたち1人ひとりの生きる力を育むため、実践研究を進めるとともに、誰もが自分らしく生きる社会づくりに向けたPTA活動を推進するため、PTA総会、記念講演、シンポジウム、分科会を実施するものでございます。対象者は、保護者・教員。参加費は、5000円でございます。このほか、資料といたしまして、2ページに事業予算書、3～5ページに実施要綱、6～9ページに規約・細則、10ページに役員名簿がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○南教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 この団体は、非常に規模が大きく昔からある団体のようにお見受けしますが、この東京大会が文京区で行われるのが初めてということになるのでしょうか。それでこの名義使用許可ということですか。

○教育総務課長 初めてかどうかまではわかりませんが、60回目の大会ということで、もしかしたら過去にあったかもしれません。会場となる自治体に毎年後援をお願いしていて、今年は文京シビックホールが会場になり、後援依頼が来たということで、違う区が会場になれば、その区の後援をいただくという形でやられているということでございます。

○坪井委員 肢体不自由の方たちの特別支援学級だけのためなんですか。いろいろ別の障害もありますが、これは肢体不自由の子どもさんたちのためのPTAがあるというふうに考えていいんですか。

○教育総務課長 そのとおりでございます。

○坪井委員 例えば発達障害の特別支援学級については、そのPTAがあるという組織になっているのでしょうか。

○教育総務課長 何種類の団体があるかというところまでは把握はしてないんですけども、こういう肢体不自由のある方の団体はこちらということになっております。私のほうでは不明な部分がありますが、ほかにもあるのではないかとと思います。

○坪井委員 すごく基本的なことなのですが、肢体不自由の子どもさんが通っていらっしゃる小中学校というのは都立の特別支援学校であって、文京区立の小中学校には肢体不自由のお子さんのための教育はないということですか。

○教育指導課長 文京区には肢体不自由の特別支援学級等はありません。ただ、体の面で少し介助等が必要であれば、教育指導課のほうで介助員を配置して、学習等が進められるような配慮はしております。

○坪井委員 ここで言っているのは都立だけの話ですか。

○教育指導課長 はい。

○清水委員 対象者は保護者なんですけれども、実際の子どもたちをお預かりするような場所は確保されているんですか。あるいはそのお子さんたちは今回は全然連れてこられないということなんのでしょうか。

○教育総務課長 資料の部分では、保育の場所もございまして、連れてこられる形にはなっています。

○清水委員 介護する特別な介助者もそこに配置されているということですね。

○教育総務課長 保育施設には必ずそういった保育者を配置する形で、放置はできませんので、そういう形でやられると聞いております。

○南教育長 そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおり、お認めいただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○南教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第2 報告事項

(1) 平成29年度文京区奨学資金及び入学支度資金貸付状況について

○南教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。報告事項(1)「平成29年度文京区奨学資金及び入学支度資金貸付状況について」です。説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号の平成29年度奨学資金及び入学支度資金の貸付状況について、ご説明いたします。

まず、1、奨学資金貸付状況でございます。新規貸付の欄を見ていただきますと、公立高等学校への新規は2名、私立高等学校等への新規が1名ということで、29年度は3名の貸し付けになっております。これに継続の貸付者の15名を加えまして、トータルでは18名という形になっております。昨年が新規貸付が5名、27年度は新規10名いらっしゃいましたが、高校の授業料無償化等の動きの中で、本区の奨学金を利用する方は減少しているところでございます。こういった国や都の動きを踏まえて、区としても現行の奨学金制度について見直していければと考えているところでございます。

続きまして、2、入学支度資金でございます。今回、区立中学校からの応募者が13人で、私立中学校からの応募者が1名の14人で行いました。具体的な貸し付けの人数といたしましては、半数の7名で、7名の方が辞退されているところでございます。こちらにつきましては、昨年が11名、27年度も11名ということで若干の減少傾向にはございますが、引き続き一定の需要があるところから今後も継続してまいりたいとは考えているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○南教育長 ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 もしご存じでしたら教えていただきたいんですが、国のほうで貸し付けではなくて、給付型の奨学金制度を導入していこうという動きがあると聞いていますが、その動きとの関係というのはありますでしょうか。

○教育総務課長 国のほうが今年度始めるのは大学生を対象にした給付型の奨学金ということで、高校生を対象としましては、26年度から授業料無償化の動きということで、所得段階に応じて、公立学校については、710万円程度だと思えますが、それ以下の世帯については、全て無償になっております。私立学校については、全額ではないんですが、所得に応じて負担が軽減されておりました。今年度、東京都のほうで国のシステムに上乘せの補助を出しまして、私立学校に通う世帯でも、710万円以下は全額無償になるという流れがあったものですから、高校へ通わせる保護者の負担はかなり軽減されているということで、奨学資金の貸し付けも減っているのではないかと思います。

○南教育長 そのほか、ご質問等ございますでしょうか。

よろしければ、次の報告事項に移りたいと思います。

（２）平成２８年度後援・共催名義使用承認事業一覧について

○南教育長 報告事項（２）「平成 28 年度後援・共催名義使用承認事業一覧について」です。説明をお願いします。

○教育総務課長 資料第 2 号でございます。こちらにつきましては、先ほどもご審議いただいた後援・共催名義の 28 年度のまとめをしたものでございます。28 年度につきましては、合計で 60 件の後援・共催がございました。このうち教育委員会でお諮りいただいた新規の事業につきましては 11、継続で教育長決定とさせていただいた事業が 49 でございます。前年度につきましては、トータルで 64、新規が 17 で継続が 47 という形でした。数としては若干減少しているところでございます。

資料第 2 号の報告は以上でございます。

○南教育長 本件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○清水委員 今年度は継続が 49 件ということですが、これは審議の結果、継続不可となるような後援あるいは共催はあったのでしょうか。

○教育総務課長 継続不可というのはございませんでした。事業が中止になったとか、申請されなかったということで継続しなかったというのがありますけれども、不可というものはございませんでした。

○南教育長 そのほか、ご質問等ございますでしょうか。

よろしければ、次の報告事項に移りたいと思います。

（３）平成 29 年度文京区文化財調査員の任命及び委嘱について

○南教育長 報告事項（３）「平成 29 年度文京区文化財調査員の任命及び委嘱について」です。説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、資料第 3 号の平成 29 年度の文化財調査員の任命及び委嘱について、ご説明いたします。

こちらの表のとおり、29 年度の調査員を任命及び委嘱するものでございます。29 年度につきましては、1 人、上から 5 番目の畑山調査員が新規で任命という形になりますが、それ以外の皆さんについては再任でございます。畑山調査員までの 5 人につきましては、教育総務課の非常勤職員とい

う形で、週 29 時間の勤務、下の 4 名の方につきましては、随時勤務の地域の学識経験者等の方々に就任していただいているところでございます。

報告は以上でございます。

○南教育長 ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○田嶋委員 それぞれの分野でご専門の方だと思いますが、採用の基準とか審査は、どこでやり、例えばここで畑山さんが新規に来るわけですけれども、その基準というのはあるのでしょうか。

○教育総務課長 上のほうの 5 人につきましては、非常勤職員という形ですので、募集の段階で埋蔵文化財の学芸員の資格を持っていることと、実務経験が 3 年以上あることという形で募集しております。具体的には書類審査や面接を通して行っているところでございます。下段の地域の方々ににつきましては、審査というよりは、それぞれの実績に基づいて、こちらからお願いしているという形でございます。

○南教育長 そのほか、ご質問等ございますでしょうか。

よろしければ、次の報告事項に移りたいと思います。

(4) 文京区小中連携教育検討委員会の 1 年間の検討内容について

○南教育長 報告事項 (4) 「文京区小中連携教育検討委員会の 1 年間の検討内容について」です。説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、資料第 4 号の小中連携教育検討委員会の 1 年間の検討内容について、ご報告いたします。

昨年の 5 月の第 5 回定例会で小中連携検討委員会の設置についてご報告いたしました。2 年間の予定でこの会を立ち上げまして、28 年度の検討委員会が終了したため、中間報告的な形で 1 年間の検討内容をご報告するものでございます。

2、委員会の構成ですが、会長といたしまして、放送大学教授の小川先生に就任していただき、副会長に教育推進部長、委員はご覧のとおりでございます。

3、実施状況でございますが、昨年の 6 月に第 1 回の検討委員会を開催し、本年の 1 月まで 5 回実施しております。こちらにつきましては、資料の一番最後、8 ページ目に検討の経過を記載しているところでございます。

具体的な検討事項でございますが、1 ページおめくりいただきまして、「小中連携教育検討委員会でのこれまでの検討内容」をご覧ください。

まず、1、国の制度改革の動きですが、こちらは具体的な検討内容というよりは、小中連携教育検討会を設置するにあたり、どんなことを協議していくかということの参考として、国の動きをまとめたもので、義務教育学校という新たな学校種の設置が可能になったことや、学習指導要領の改訂に向けて一定動きがあるといったことを記載しているところでございます。

2 ページ目をご覧ください。2、足立区の小中連携教育の実践事例ということで、こちらは第2回目の検討委員会のときに、具体的に小中連携に力を入れて一定成功をおさめている事例として、会長の小川先生が足立区の教育委員をやっていたらっしゃって、具体的にこの学校がよくやっていますよというご紹介をいただいたところで、足立区の皿沼小学校の土肥校長先生からお話を伺ったりしたところでございます。足立区の実例は、最初の2行目に書いてありますが、学校の厳しい実態ということで、基礎学力の不足や基本的な生活習慣が身につけていない子どもがかなり多かったということで、危機感を抱いて小中連携に取り組んだというお話を聞いたところでございました。

3は、小中一貫教育の成果と課題ということで、第2回の検討会で資料として出されたもので、文科省が行った調査でございます。

3 ページ目、4、文京区におけるこれまでの保幼小中の連携ということで、文京区におきましては、区を9つのブロックに分けて、保幼小中の連携ということで取組を行ってきたところでございます。そういった取組の成果について、今後の検討会での検討の参考とするために資料として掲載したものでございます。

4 ページをご覧ください。こちらからが、具体的に検討した内容になっております。文京区における小中連携教育の目指す姿や課題について、3回目、4回目で主に議論されたところでございます。小中連携教育の目指す姿として、教科指導や学力保障の面では、小中連携教育を通じて義務教育の質の向上を図っていく、また、教員の指導力の向上を図っていくということが目指すべき姿ではないか。それから、生徒指導等の面では、小学校から中学校への円滑な接続、また、子どもの成長や発達のプロセスでの必要な力の育成というのが連携教育を進める上で重要なポイントになるのではないかと議論がなされました。

また、具体的な課題としては、学校選択制、文京区の場合、実態として小学校から中学校で区立学校に行かない子どもが多いということで、小中連携教育になじむのかどうかといった課題、さらに実践例を充実させていく必要があるのではないかと課題が挙げられております。

5 ページは、文京区における小中連携教育の柱（基本方針）ということで、学習指導要領の現行の理念である生きる力や、それを踏まえた教育振興基本計画を踏まえて、確かな学力や豊かな人間

性、健康・体力の増進を柱に、小学校6年間・中学校3年間を基本とした9年間を見通した教育課程やカリキュラムの作成を検討していこうという形が基本方針の柱として議論されたところでございます。

6 ページ、これは第4回の会議で主に議論された内容でございます。文京区で想定される小中連携教育の取組内容として、発達段階に応じた計画的・継続的な学習指導とか、小学校から中学校への円滑な移行によるいじめなどの問題行動や不登校の減少、こういったことを達成するためにさまざまな小中連携の取組が有効なのではないかという議論がなされております。

今回1年間の中間としてまとめたという形ではございませんで、こういった意見が交わされましたといった内容を報告するものであり、引き続き29年度も議論していくところでございます。

1枚目にお戻りいただきまして、29年度の検討事項でございますが、今申し上げましたとおり、引き続き、小中連携教育の方向性の検討や次期学習指導要領への対応を見据えた実践内容の検討、具体的なカリキュラム等の各論、それから、千駄木小・文林中学校と大塚小・第一中学校という2校がモデル事業を実施することになりましたので、そういったモデル校での取組状況などもこういった会議で報告してもらい、検討に生かしていきたいと考えております。

第4号の説明は以上でございます。

○南教育長 本件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○清水委員 先ほど、区立中学校に進学しない人が多いということで、小中連携はなじまないという話がありましたけれども、そうではなく、区立中学校へ進学するようにするにはどういうふうに関連したらいいかという検討が必要なのかなと思います。その辺の成果が今後出てくるかどうかということも大切だと思いますし、実際モデル事業を今やられていますので、そういったところで、連携した中学校に行きたいという子が多くなってくるといいのではないかなと思います。

○教育総務課長 委員おっしゃられるとおりで、うまく連携して、小学校や中学校の魅力を高めて、せっかく連携するんですから、小学校から中学校に引き続き上がっていただけるような魅力ある取組を進めていきたいというのが、会議の中でもなされていたことでございますので、そういったご意見も踏まえて29年度も検討していきたいと思っております。

○清水委員 それを大きな目的としてうたえないんだと思うので、それではっきりとここでは見えてこないんでしょうけれども、実際、内容としてはそのことを目的に動かれているということですね。

○教育総務課長 はい。

○小川委員 現在、中学は学校選択制をとられているかと思います。逆に小学校はそれができないということになっているかと思います。こういうふうに小中連携で魅力ある学校に行きたいと思うご家庭があった場合は、この辺は制度的にはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○教育総務課長 例えば義務教育学校とか小中一貫校をつくった場合には、小学校についても、その学校を選択するということで制度を考えていかなければならないですねという議論になっております。ただ、既存の連携を強化するという段階では、そこまでしなくてもいいのではないかという議論もございました。

○南教育長 そのほか、ご質問等ございますでしょうか。
よろしければ、次の報告事項に移りたいと思います。

(5) 平成29年度教育職員の異動状況について

○南教育長 報告事項(5)「平成29年度教育職員の異動状況について」です。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 資料第5号によりまして、平成29年度教育職員の異動状況について、ご報告申し上げます。

初めに、園長・校長について、幼稚園ではご覧のとおり、区内副園長から昇任1名、区内転2名、退職は1名でございました。小学校につきましては、区内転1名と転入が3名、3名の内訳は北区、葛飾区からの昇任転入2名と、立川市からの転入1名でございました。退職3名につきましては、再任用校長の退職でございます。再任用7名について、内訳は新規が2名、継続が5名でございます。中学校につきましては、区内副校長からの昇任が1名、都人事部からの昇任転入が1名でございます。退職は定年による退職2名でございます。

続いて、副園長・副校長について、幼稚園では、区内昇任が2名と再任用1名継続でございます。小学校につきましては、区内の昇任が3名、転入が2名、転入2名の内訳は西東京市からの昇任転入1名と、墨田区からの転任1名でございます。再任用は継続1名でございます。中学校は、区内昇任1名と、再任用の継続1名でございます。

主幹教諭並びに指導教諭の状況について、小学校では、管理職昇任が3名、自校昇任が7名でございます。以下そのようになってございます。中学校では、管理職昇任が2名、うち1名は区内の昇任、1名は区外の昇任でございます。自校昇任が2名、以下そのようになってございます。

主任教諭の状況です。幼稚園では、ご覧のとおり、自園昇任1名、区内転1名、退職1名でござ

います。小学校では、自校昇任が19名、転入が26名となっており、これに対しまして、転出は22名と退職8名ということで、差し引きしますと、数目としては増えているという状況でございます。中学校では、自校昇任が6名と転入が13名。これに対しまして、転出が10名と退職4名でございますので、数目としては増えている状況でございます。

おめくりいただきまして、裏面でございます。教諭の状況です。幼稚園では、ご覧いただいたとおり、新規採用が6名となっております。この数目は昨年度と同じでございます。小学校です。新規採用教員は、2段目の新規採用9名というのと、一番下、学級経営研修生2名の合計11名でございます。この数目は、昨年度同時期で30名、一昨年度も25名ということで、それに比べますと、大幅に減っております。これは事前の外転入の異動配置、いわゆる横転なんですけれども、この教員を多く配置できたという成果と捉えております。なお、学級経営研修生については、再任用短時間のベテラン教員が指導担当となって、研修生について、2人で1つの学級を見る制度でございます。中学校です。新規採用が4名でございます。昨年度が8名、一昨年度が10名でございますので、やはりこれも例年に比べて少なくなっております。これも小学校同様、外転入の異動配置を多くできた成果と捉えております。

なお、新規採用、期限付の数目につきましては、4月1日付以降、適宜、採用が見込まれ、この資料は確定数ではございませんので、ご承知おきください。

最後に、転入者の状況や年度当初の学校の状況等につきましては、4月中に部長と教育指導課長の私で、40校園全て訪問させていただき、把握をし、しっかりと平成29年度進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○南教育長 ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

以上、用意した案件は全てです。

第3 その他の事項

○南教育長 そのほか、何かございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

「閉 会」

○南教育長 それでは、第4回定例会はこれをもって終了させていただきます。 (10:36)

平成 29 年 4 月 11 日

議事録署名人

教育長

委員